

第 2 回

那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 1 6 年 4 月 2 2 日 (木)

閉会 平成 1 6 年 4 月 2 2 日 (木)

那賀 5 町合併協議会

第 2 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引		
議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 2
	会長挨拶	P 2
	会議録署名委員の指名	P 3
	合併特例法の概要説明	P 3
報告第 8 号	新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について	P 7
報告第 9 号	新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について	P 8
報告第 10 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について	P 9
協議第 8 号	一般職員の身分の取扱いについて	P 1 1
協議第 9 号	電算システムの取扱いについて	P 1 1
	次回協議会の開催について	P 1 2
	閉 会	

第 2 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録									
開催年月日		平成16年4月22日(木)							
開催場所		那賀町総合センター 1階 大会議室							
開会及び閉会時間		開会 午後1時30分				閉会 午後2時37分			
会議録署名委員		宇 田 寛		竹 村 広 明		議 長		服 部 一	
出席並びに欠席委員 出席 34名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 × 欠席		委 員 氏 名			出欠	委 員 氏 名			出欠
		会 長	服 部 一		○	委 員	原 延 治		×
		副会長	中 村 慎 司		○	委 員	黒 田 七 郎		○
		副会長	大 森 道 夫		○	委 員	仮 屋 肇 昇		○
		委 員	根 来 公 士		○	委 員	岡 田 邦 夫		○
		委 員	藤 永 知 宏		○	委 員	藤 田 佐代子		○
		委 員	木 戸 昌 明		○	委 員	山 下 忠 男		○
		委 員	榎 本 喜 之		○	委 員	千 田 弘		○
		委 員	奥 順 司		○	委 員	山 岡 年 文		○
		委 員	上 野 富 一		○	委 員	宇 田 寛		○
		委 員	南 木 和 子		○	委 員	津 田 愛 珂		○
		委 員	増 田 敏 郎		×	委 員	西 平 美 和		○
		委 員	高 橋 一 正		○	委 員	武 部 善 次		○
		委 員	杉 原 勲		○	委 員	高 田 英 亮		○
		委 員	松 井 信 雄		○	委 員	竹 村 広 明		○
		委 員	大 西 洋太郎		○	委 員	松 浦 猛		○
		委 員	柳 本 益 代		○	委 員	河 上 泰 三		○
		委 員	東 健 児		○	委 員	田 村 美代子		○
		委 員	丸 井 幸 次		○	委 員	堂 本 正 秀		○
		合併協議会幹事		打 田 町	総務課長	中 井 利 明		企画室長	
粉 河 町	総務課長			宇 野 康 夫		企画課長		富 松 基 和	
那 賀 町	企画室長			中 谷 裕 亮		総務課長		鈴 木 年 雄	
桃 山 町	総務課長			竹 中 俊 和		企画室長		吉 田 靖	
貴志川町	総務課長			田 村 武		企画情報課長		西 川 繁	
和歌山県関係		県民行政部長		南 口 勝 彦		地域行政課総括主任		日 裏 佳 宏	
合併協議会事務局		事務局長		黒 田 敏 弘		補 佐		半 田 雅 己	
		次 長		奥 谷 敏 夫		補 佐		浅 野 徳 彦	
		参 与		小 島 大		係 長		乾 浩 二	
		総務課長		栗 山 房 大		係 長		嶋 田 雅 文	
		調整課長		狹 間 秋 友		係 長		栗 本 宗 彦	
		計画課長		岩 坪 純 司		係 長		中 村 健	
		主 幹		堀 内 信 宏					
会議の経過		別紙のとおり							

事務局（次長 奥谷敏夫）	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、ただいまから第２回那賀５町合併協議会を開催させていただきます。 委員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席をいただきありがとうございます。 それでは、早速ただいまから会議に入らせていただきますが、本日の会議資料をお持ちでない委員の方は、事務局までお申し出ください。ございませんか。 なお、会議資料の１６ページに一部訂正がございますので、お開きを願いたいと存じます。 那賀５町の状況の表の中で、那賀町の町長部局の職員欄で、実員数１０４とあるのを１１４に、合計１２３とあるのを１３３に、合計職員数１２３を１３３に、それと右の端の合計の７３８を７４８に、その下にございます合計職員数７３８を７４８にご訂正願いたいと存じます。 それでは、会議次第２会長あいさつということで、会長の服部よりごあいさつを申し上げます。 また、会長には挨拶終了後、協議会規約第１０条第２項の規定により、議長を務めていただき、議事進行方よろしく願いいたします。
会長（服部 一）	どうも皆さんご苦労さんでございます。 新緑の中に鯉のぼりが泳ぐ、大変好季節となつてまいりました。 本日、第２回の合併協議会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆さん方には大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。また、那賀町さんには会場をお借りし、また事務局、幹事の皆さん方には設営をいただきまして心からお礼申し上げたいと思います。 おかげをもちまして、那賀５町の合併に向けての様々な取り組み、協議が具体的にスタートを切り、去る３月３０日に第１回の協議会を開催することができました。 この時には、委員の皆様方と事務局職員の顔合わせや協議会からの報告事項、規約の説明等を一方的に事務局から説明をさせていただくという傾向が強かったと思います。今回からは、具体的な案件について継続的にご協議をいただく、あるいは一定の結論をいただく、そういう中身のある協議をしていただくことになっておりますので、よろしくご審議くださりますようお願いいたします。 また、せっかくの協議会の場にありますので、「こういうところがわかりにくい。」とかあるいは「私はこう思う。」というような忌憚のないご発言をいただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 なお、発言をいただく場合には挙手をいただきまして、議長の指名を受けていただくとともに、事務局がマイクをお持ちいたしますので、氏名を告げていただき、ご質問・ご意見を述べていただくようお願いいたします。 議事録の関係がございますので、発言される方は一息入れてマイクが来るまでお待ちをいただきたいと思います。 では、これより先、誠に僭越ながら会議の議長を務めさせていただきますので、委員の皆様方には議事進行にご協力くださいますようお願いを申し上げます。 では、座らせていただき、進行をさせていただきます。

議長（会長 服部 一）	それでは、会議資料の議事日程に従いまして、議事を進めていただきます。 ただいまの出席委員は、34名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立いたしました。
事務局（次長 奥谷敏夫）	なお、増田委員さんと原委員さんより欠席の旨の連絡がありますので、ご報告いたします。 次に、日程第3「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定により、議長が会議において指名することとなっておりますので、宇田委員さんと竹村委員さんをお願いいたします。 次に、会議次第4番の「合併特例法の概要説明」ということで、第1回の協議会では協議をいただく項目が多く、時間的に余裕がなかったため、ここで改めて現在の合併特例法の概要、今後の見通し等について事務局より説明を願います。 合併特例法の概要説明をさせていただきます前に、今なぜ合併を進めていかなければならないか、その意義をご理解いただきたいと存じます。 近年、少子化が進み、地方分権が推進されていく中で、ますます高度化する住民ニーズに応えていくための行財政の基盤づくりが急務となっております。 その住民ニーズに5町がそれぞれ単独で応えていくことは、財政的にも、人的にも困難になりつつある中で、行政サービスの水準の維持、あるいは向上など、地域の健全な発展のために最も効果的な方法として「合併」が挙げられております。 すなわち、合併は「目的」ではなく「手段」であるということです。 それでは、合併特例法の概要について、ご説明をさせていただきます。 委員の皆様方に配布させていただいております会議資料の2ページから5ページをご覧ください。ご理解をいただけるものと存じますが、この中でも重要な点、また、これから協議を進めていく上での共通認識としてご理解をしておいていただきたい点をご説明申し上げます。 まず2ページをお開きください。 第3条合併協議会では、第1項に「合併しようとする市町村は、地方自治法第252条の第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（市町村建設計画）の作成、その他合併に関する協議を行う協議会（合併協議会）を置くもの」とあります。今開催されているこの協議会のことです。 この第3条第1項の意図するところは、市町村の合併は住民にとって非常に重要な影響を持つものであり、その合併が地域住民の福祉の向上に資するか否かを合併しようとする関係町の間で、公正かつ慎重に検討し、関係町の将来についての計画を作成した上で行われるべきであるとの観点から、合併の是非も含め、市町村建設計画の作成、その他合併に関するあらゆる協議を事前に行う場として合併協議会が設けられるというものであります。 したがって、合併協議会の設置＝合併を行う」というものではありません。 今後、実施を予定しております新市の名称募集や住民意識調査についても、もし5町が合併するとした場合に、5町の住民にとって最も良いと考えられる条件整備、

	いわゆる協定項目の協議や新市建設計画のことですが、このような条件整備を行います。協議会で協議された合併に関する条件こそが住民の皆様が合併の是非を判断する材料になります。つまり、合併協議会は、住民の皆様が合併の是非を考える判断材料を提供していきながら、住民の意見をこの協議会に反映していくこととなります。 そのためにも、協議の経過や結果を「協議会だより」や協議会のホームページ等で住民の皆様にお知らせし、今新たなまちづくりのためにどのような条件整備が進められているのかを理解していただく必要があります。 なお、合併の条件となる協定項目等の調整案については、事務局から提案させていただきます。 これらの調整案については、5町の事務担当で組織する専門部会で現状を洗い出し、合併するとすればどのようにすればベストか、ということを検討し、まとめ上げ、それを幹事会に諮り、幹事会においてさらに検討してでき上がったものを協議会の協議課題として提案してまいります。 したがって、事務レベルで考えられる最善の提案であるのご理解をいただきたいと存じます。 この調整案を委員の皆様方にあらゆる角度からご検討していただき、議論を重ね、これならば住民にとって「より良い」との結論に達すれば、協定項目の確認、すなわち合併の条件としての確認となるわけでございます。 次に、第5条の第1項には、市町村建設計画に関する規定がございます。 市町村建設計画は、合併市町村の住民や議会に対して、合併市町村の将来ビジョンを与え、合併の是非の判断材料として最も大きなウエイトを持つものであり、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものであります。 市町村建設計画の「建設計画」という言葉の響きから、ハード面の整備という印象を受けがちですが、ハード面だけではなくソフト面の振興整備も含む計画でございます。 次に、第5条の2は、市となるべき人口に関する要件の特例の規定でありまして、平成17年3月31日までに合併が行われる場合に限り、3万人以上で市となることができます。 次に、3ページをごらんください。 第5条の4は、地域審議会の規定であります。地域審議会は、合併前の市町村を区域として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に意見を述べるができる合併市町村の附属機関とされております。しかし、地域審議会は必ず置かなければならない機関ではありません。 次に、第6条・第7条については、議会議員の定数及び任期についての規定であります。 前回の協議会において、合併の方式は「新設合併」とする旨ご確認をいただいておりますので、議員の取り扱いについては、3つの方法が考えられます。 1つは、合併特例法を適用しない場合。これは合併関係市町村廃止と同時に議員が失職し、設置の日から50日以内に選挙を行うというものであります。
--	---

	2 つ目は、合併特例法第 6 条による定数に関する特例を適用し、地方自治法に定める上限数、人口 5 万人以上 1 0 万人未満の市は 3 0 人となっておりますが、この 3 0 人の 2 倍以内の条例で定める定数で、合併後 5 0 日以内に設置選挙を行うというものであります。 3 つ目は、合併特例法第 7 条による在任に関する特例を採用いたしますと、選挙は行わず、5 町の議会議員全員が合併後 2 年を超えない範囲で引き続き新市の議員として在任することができます。在任期間が終わりますと、次の選挙からは新市の条例定数で選挙を行うこととなります。 次に、第 8 条は、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについてであります。 合併が行われた場合の選挙による委員の任期の取り扱いについては、8 0 を超えず、1 0 を下らない範囲で定めた数に限り、合併後 1 年を超えない範囲で在任をすることができるというものでございます。 第 9 条は、一般職の職員の身分の取り扱いに関するものでございます。 合併時には、特別職であります町長・助役・収入役・教育長・各種審議会委員はすべて身分を失うこととなりますが、一般職員は引き続き新市の職員として身分を保有することとなります。 次に、4 ページをお開きください。 第 1 0 条は、地方税に関する特例の規定であり、合併後直ちに全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められた場合には、合併が行われた年度及びこれに続く 5 年度に限り課税をしないこと、または不均一の課税をすることができるというものでございます。 続きまして、地方交付税の特例、地方債の特例等合併市町村に対する財政措置についてご説明申し上げます。 合併に伴い、必要となってくる経費に対しましては、特例法の期限内に合併いたしますと、様々な支援措置が用意されております。 第 1 1 条の地方交付税の額の算定の特例では、地方交付税のうちの普通交付税につきましては、合併がスムーズに行われるよう、合併年度及びこれに続く 1 0 年間は、合併前の状態で計算した交付税が保証され、その後 5 年間で減少していく合併算定替えという制度が適用されます。 この制度により、普通交付税は 1 5 年間で約 3 0 0 億円程度優遇されることとなります。 次に、第 1 1 条の 2 の地方債の特例等についてご説明いたします。 地方債とは、地方公共団体が長期に借り入れる借金のことでございます。 合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業について合併特例債と言う有利な地方債を借りることができます。この制度により、合併年度及びこれに続く 1 0 年間で上限約 3 7 0 億円の建設事業が可能となり、そのうちの約 3 5 0 億円をその事業のために借り入れることができます。さらに、その借入額のうち 3 分の 2 の約 2 5 0 億円を国に負担していただけることになっております。とは言いましても、これはあくまでも借金であり、ある程度国の負担により軽減されますが、1 0 0 億円もの自主財源をつぎ込まなければならず、健全な財政計画に立った慎重な活
--	--

	用というものが必要となってまいります。 次に、第 16 条では、5 町の合併により必要となる合併直後の臨時的経費や特別の財政需要に対しまして、合併年度より 5 年間で約 17 億円交付されることになっております。 最後に、補助金についてご説明いたします。 補助金は使途・目的など一定の制限はありますが、合併年度から 3 年間で国・県合わせて約 12 億円が交付されます。 以上が財政措置の説明です。 次に、6 ページから 11 ページにかけましては、去る 3 月 9 日に閣議決定され、今国会に提出されております合併の特例等に関する法律、いわゆる新法と現行法の一部改正、地方自治法の一部改正の概要を掲載しております。 これにつきまして、簡単にご説明申し上げます。 6 ページ、合併特例等に関する法律案、いわゆる新法をごらんください。 1 の合併特例区については、合併関係市町村の区域であった地域における住民の連帯に配慮しつつ、合併市町村の一体性の確立を段階的に図る必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて法人格を有する合併特例区を設けることができるとしております。 2 の地域自治区の特例とは、住民自治の強化等を推進する観点から、市町村の一定の区域を単位とする法人格を有しない「地域自治区」を合併関係市町村の協議で設置することができるということでございます。 3 は、特例措置で、人口 3 万人以上を有すれば市となることができる 3 万市特例及び合併特例債は廃止され、合併算定替は、現行の特例期間 10 年（＋激変緩和 5 年）を段階的に特例期間 5 年（＋激変緩和 5 年）に短縮されます。 これ以外の特別措置については、現行法と同じ内容となっております。 8 ページの 6 の施行期日で、この法律は 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間の時限立法となっております。 次に、9 ページをお開きください。 現行法の一部改正について掲載しておりますが、先ほどご説明申し上げました新法の説明と同じ内容がございますので、かいつまんでご説明を申し上げたいと思います。 「市町村の合併の特例等に関する法律」で定める合併特例区制度等は、現行合併特例法においても適用されます。 3 の経過措置については、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併した市町村について、現行の合併特例法を適用するとなっております。 次に、10 ページをお開きください。 地方自治法の一部を改正する法律案についてご説明申し上げます。これも先ほどの説明と重複する事柄がございますので、抜粋してご説明をいたします。 1 は、住民自治の強化等を推進する観点から、市町村の一定の区域を単位とする法人格を有しない「地域自治区」を市町村の判断により設置することができるとし
--	---

議長（会長 服部 一）	ております。 次に、１１ページをご覧くださいと存じます。 ４の収入役制度の改正であります。現行では、町村は条例で収入役を置かず、町村長または助役に事務を兼掌させることができるとあったものを、政令で定める市（人口１０万人未満の市）まで拡大するとされております。 ５の議会の定例会の招集回数の自由化では、現行年４回以内の条例で定める回数とあるのを、回数に制限なく、条例で定める回数としております。 ６の財務会計制度の改正では、支出命令を簡素化できるよう措置され、また、長期継続契約ができる対象にＯＡ機器のリース契約等を追加するとされております。 以上で、合併特例法に関する説明を終わります。 事務局の説明、少し長くなりましたけれども、合併特例法の概要について説明がございました。
山下委員長	これについて何かご質問なりご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） では、ないようですので、次に、会議次第の５の議事に入ります。 まず、報告第８号「新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について」小委員会から説明をお願いします。 それでは、新市の事務所の位置等検討小委員会の委員長に指名されました山下です。 お手元の資料によりまして、委員会の報告を申し上げます。 第１回新市の事務所の位置等検討小委員会において、協議、決定しました事項を、那賀５町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程第６条の規定に基づき、下記のとおり報告を申し上げます。お手元の資料をご覧くださいと思います。 まず、会議開催の状況でございます。日時は平成１６年４月９日、金曜日、午後１時３０分、粉河町ふるさとセンター２階視聴覚室で開会しました。出席委員は全員１６人でありました。 主な協議・決定・確認事項を申し上げます。 正副委員長の選出について。那賀５町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程第４条第１項及び第２項の規定により、次の委員が委員長・副委員長に選出されました。委員長山下忠男、桃山町、副委員長は原 延治、那賀町。 次に、小委員会の運営方法についてでございますが、新市の事務所の位置等検討小委員会の会議の運営等については、小委員会規程によるものとし、協議会会議運営規程、協議会会議録等閲覧に関する要項の規定を準用することを確認いたしました。 新市の名称の選定方法等に関することでございます。 以下の２件は、審議の事項であります。 まず、新市の名称の選定方法については、新市にふさわしい名称を一般公募により募集し、応募作品のうちから新市名候補を小委員会で数点選定の上、協議会へ提案し、最終的に協議会において決定することが決まりました。この決定により、新

議長（会長 服部 一）	市の名称募集要項、別紙資料で出しておりますが、及び新市名称候補選定基準、別紙資料2を決定し、別紙資料3のとおり募集のチラシを各家庭に配布することが決まりました。 なお、参考までに、募集期間は本年6月1日から7月15日までといたしております。 今後のスケジュールにつきましては、小委員会での新市の名称候補の決定を、8月上旬に行い、9月30日に開催予定されています第7回協議会において新市の名称を決定することを確認いたしました。 協議・審議の第2番目としまして、新市の事務所の位置の選定に関するところでございます。 新市の事務所の位置等検討小委員会の審議事項については、本庁舎の位置の選定に関する事、庁舎の方式（機能）の選定に関する事、新庁舎の建設の是非に関する事について審議することを確認いたしました。 これらの審議事項につきましては、継続審議となり、次回は庁舎の方式について協議することとなりました。 具体的には、本庁方式、その他の方式がございます。おおむね本庁方式を基本にした継続審議として次回に開催する委員会において審議することになりました。 以上のほか、小委員会の次の開催は5月17日午後1時30分から桃山町保健福祉センターで開催することを決定し、以上の小委員会報告といたします。以上でございます。 ただいま、山下委員長の方から小委員会での協議状況について報告がございました。 これについてご質問等がございましたらお出しいただきたいと思います。委員長からも答弁をいただきますけれども、事務局からも答弁をさせていただきます。 どうぞ、委員長報告について何かございませんか。委員長報告についてご意見ございませんか。
榎本委員長	（「なし。」の声あり。） ないようですので、次に、報告第9号「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について」委員長さんよりご報告いただきます。 それでは、第1回の「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」の報告をさせていただきます。 第1回「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」において協議しました事項を、那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告をいたしますということで、記といたしまして、会議開催の状況、日時、平成16年4月9日金曜日、午前10時、場所、粉河ふるさとセンター2階視聴覚室。出席委員10名全員出席となっております。 2といたしまして、主な協議事項、正副委員長の選出について、那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第4条第1項及び第2項の規定により、次の委員が委員長・副委員長に選出されました。委員長といたしまして、打田町の榎本、副委員長、貴志川町の松浦 猛さん。

議長（会長 服部 一）	続いて、小委員会の運営方針について、「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」の会議の運営等については、小委員会規程によるものとし、協議会会議運営規程、協議会会議録の閲覧に関する要綱の規定を準用することを確認いたしました。 続いて、新市の議会委員の定数及び任期の取り扱いに関することについて、新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の審議事項については、議会議員の定数に関する事、議会議員の任期に関する事について審議することを確認しました。 これら審議事項については、継続審議となり、次回は地方自治法及び公職選挙法の原則（設置選挙） 合併特例法第6条による方法（定数特例） 合併特例法第7条による方法（在任特例）のいずれかの方法を選択するのかについて協議・調整を行うこととなりました。 続いて、第2回小委員会開催日程につきましては、5月18日火曜日午後1時30分から、粉河ふるさとセンター視聴覚室で行うことと決定しております。 以上でございます。 榎本委員長さんの方から小委員会での協議状況についての報告がございました。 委員長さんの報告について何かご質問なりご意見はございませんか。 （「なし。」の声あり。）
丸井委員長	ないようですので、次に、報告第10号「新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について」委員長さんよりご報告いただきます。 では、私より、去る4月12日に打田町の保健福祉センターで開かれました「新市建設計画策定検討小委員会の協議の状況について」ご報告申し上げたいと思います。 那賀町の委員の丸井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 主な協議事項についてのご説明を申し上げたいと思います。 まず、小委員会の委員長、副委員長が決まっておりましたので、那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程に基づき、委員の互選により委員長に私、丸井と、副委員長に打田町の上野富一委員が選出されました。どうぞよろしくお願い申し上げます。 次に、今後の会議運営方法等を協議いただき、小委員会の位置づけの確認と、お手元の報告書にもございますように合併協議会開催の10日前に小委員会を開くことで、委員皆様のご同意をいただきました。 新市建設計画策定にかかる過程においては、今後細部にわたり、また多数の項目について協議をしていかなければならないことが予想されることから、日程的に月1回の開催では調整等がスムーズに進まない恐れがあるので、その都度、委員皆様のご意見を聞いて、月1回のペースにこだわらず、開催していくことをも確認いたしました。 さらに、新市建設計画案は10月28日開催予定の第8回合併協議会でご決定いただくことでスケジュールを設定いたしておりますが、12月の各町合併関連議案議会議決までの間にこの計画書を用い、住民説明会を開催していくことも確認いたしました。 なお、毎月の協議内容は別紙資料1のとおりでございます。

議長（会長 服部 一） 事務局（次長 奥谷敏夫）	引き続き、新市建設計画にかかる基本方針につきましては、合併特例法第5条第1項に規定されている基本的事項、第2項に規定されている留意事項を十分確認した上で、別紙資料2のとおり作成方針を決定いたしました。 なお、構成は、ビジョン、基本方針、これを実現するための主要事業及び将来の財政計画を基本とし、計画期間は平成17年度から平成26年度までの10年間としています。 また、作成方針を具体化する計画書の基本構成は、別紙資料3のとおりであります。序論、基本構想、新市のまちづくり施策・主要事業、公共的施設の整備方針、財政計画の5部構成で取りまとめていくことを決定いたしました。 この協議事項については、委員の意見として、「まず、財政計画から進めていってはどうか。」「計画策定に当たっては、今後合併協議会や他の小委員会で協議されている事項も関連してくるので、この小委員会だけで財政計画を議論するのは非常に困難である。」などの意見が出されました。 最後に、住民意識調査の実施についての協議を行いました。 まず、初めに事務局から住民意識調査の必要性の説明を受け、調査の目的、調査の対象、配布数の設定、実施方法及び調査内容について活発な意見交換がなされ、別紙資料4のとおり実施していくことで決定をいたしました。抽出数につきましては、5町住民の20%に当たる1万4,000件とし、各町18歳以上の人口比率で案分した無作為抽出としております。 なお、この調査を新市建設計画に反映させていくためにも、早急を実施する必要があるため、調査期間を明23日から5月7日までの15日といたしております。誠にぶしつけでございますが、本日の協議会でご了承を賜りたいと考えています。 また、この協議事項についての委員意見として、「広く住民の意見を聞くということで、自由参加を認めてはどうか。」というご意見もございました。また「表紙の文書表現を変更してはどうか。」などと多くの意見が出されましたが、最終的には委員全員の意見一致で決定していることも合わせてご報告申し上げます。 以上、第1回新市建設計画策定検討小委員会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。 今回は、5月18日に打田町で開く予定をしております。そこで一応各町の施設を、今の現在の施設を見学するというのも計画いたしておりますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。 ご苦労さまでございました。 丸井委員長さんの方から、小委員会での協議状況について報告がございました。これについてご質問なりご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） ないようですので、報告事項については以上のとおりといたします。 次に、協議第8号の「一般職員の身分の取り扱いについて」を議題としまして、事務局から説明願います。 説明をさせていただきます前に、14ページをお開きください。14ページの左の一番上ですけれども、報告第9号とございますが、事務局の不手際で第10号の
--	--

議長（会長 服部 一）	誤りです。ご訂正をお願いいたしたいと思います。 それでは、協議第 8 号「一般職員の身分の取り扱いについて」ご説明申し上げます。 会議資料の 15 ページをお開きください。 調整方針案といたしましては、現に打田町・粉河町・那賀町・桃山町及び貴志川町の一般職の職員であるものは、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容といたしまして、 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 という案を提出させていただいております。 16 ページには、5 町の条例定数と現在の職員数を掲載しておりますので、ご覧ください。 また、17 ページから 21 ページにかけまして、職の設置に関する規則、給与条例、職階に関する規則、職員の身分の取り扱いに関する法令、先進事例を掲載しておりますのでご参照いただきたいと思います。 以上で、協議第 8 号「一般職員の身分の取り扱いについて」の説明を終わります。 ただいま、協議第 8 号の事務局から説明がありましたが、この件につきましては、次回の協議会でご審議をいただきまして、ご確認いただきたいと思いますけれども、今の説明に対して何かご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
事務局（次長 奥谷敏夫）	ないようですので、次に進ませていただきます。 次に、協議第 9 号の「電算システムの取り扱いについて」を議題といたします。 事務局から説明してください。 失礼いたします。協議第 9 号「電算システムの取り扱いについて」ご説明申し上げます。22 ページをお開きください。 調整方針（案）といたしましては、「合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。」というものでございます。 現在、5 町では、それぞれにホストコンピューターを設置し、様々な業務を処理しております。次の 23 ページから 24 ページにかけまして、5 町の電算システムの現状をお示ししております。 ご覧のとおり、住民サービスに直接関係しているものが多く、また役場のほとんどの課にわたっており、事務処理の迅速化・円滑化・正確さが求められる現在では、行政事務を執行する上で電算システムは欠くことのできない非常に重要なものとなっております。 新市になった場合、電算システムをどのように統合するかということは大きな課

議長（会長 服部 一）	題であり、慎重に対応する必要があると思われます。今後、次の点に留意しながら、新市におけるシステムのあり方を検討するものいたします。 まず 1 点目といたしまして、住民票の発行、印鑑証明の発行、国民健康保険の医療給付など、住民に直接影響する業務を多数処理しておりますので、住民生活に混乱をきたさないように十分配慮いたします。 2 点目として、5 町で使用しているホストコンピュータの取り扱いも含め、経費を極力抑えるように努める必要があると思います。 3 点目として、今後の行政運営を進める上で地域情報化に対応できる電算システムのあり方についても検討する必要があります。 最近、IT 革命という言葉をよく耳にいたしますが、合併により行政の広域化、効率化が進む中で、IT 情報通信技術の活用によって住民と行政との距離感をなくすとともに、ホームページ等を通じ行政情報の提供をはじめとする住民の立場に立った質の高い行政サービスのあり方についても検討することいたします。 以上の基本的な考えをもとに、電算システムの調査、分析、統合費用調査、システム導入会社の選定等を行うため、5 町の電算担当課長、担当職員及び事務局職員で組織する「那賀 5 町電算システム統合調査検討委員会」を組織しております。 今後の進め方といたしましては、この委員会を中心に電算分科会と連携を保ちながら、現在、5 町がそれぞれ事務処理している 5 4 の既存システムと、新市施行に伴い発生する新規業務も含め検討し、合併時には新システムとして稼働できるように調整してまいりたいと考えております。 以上で、協議第 9 号「電算システムの取り扱いについて」の説明を終わります。 事務局から、協議第 9 号についての説明がございました。この件につきましても 8 号と同じく次回の協議会でご審議いただきましてご確認いただきたいと考えております。 今の説明に対して、質問、ご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。）
事務局（次長 奥谷敏夫）	ないようですので、次に進ませていただきます。 会議次第の第 6 「次回協議会の開催について」を議題といたします。事務局から説明願います。 会議資料の 2 8 ページをお開きください。 第 3 回の協議会の開催につきましては、平成 1 6 年 5 月 2 8 日午後 1 時 3 0 分から、桃山町保健福祉センター 2 階ピーチホールにて開催いたしたいと存じます。 以上でございます。
議長（会長 服部 一）	次回の開催についての説明がございました。 次回の第 3 回の協議会の開催日程は、ただいまの説明どおりでよろしいでしょうか。 （「なし。」の声あり。） そうということでございますので、次回、5 月 2 8 日 1 時半から桃山町保健福祉センター 2 階でお世話になります。 次に、会議次第第 7 「その他」ということで、委員の皆様方、また事務局から何

東委員 議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）	かございませんか。 議会議員の定数とか任期とかについては、小委員会で協議するわけですが、農業委員さんにつきましては、どういう場でどういうふうにどこで協議するのか。それからもう一点、南部、南部川村も合併に向けて進んでるわけなんですけども、いわゆる希望退職を募っているということを聞いてるんですけども、我々この5町の場合も・・・そういったことも協議会で協議していくのか。
事務局（総務課長 栗山房大）	東委員さんの方からの農業委員さん、あるいは希望退職についての質問がございましたけれども、事務局から説明できますか。 ただいま、委員さんの方から農業委員会の委員さんの身分、定数等の取り扱いについての進め方がどうなっているかというようなご質問がございました。 基本的には、産業建設部会の中に農業委員会の分科会というのがございます。一応部会が打田町が部会を持っていたいただいていると。その農業委員会の事務局の局長が分科会長という形で組織してございます。 今までの経過ですが、過去3回程度ですか、分科会を開催いたしまして、農業委員会の委員さんの取り扱いについてご協議をいただいております。で、その中で事務局も一部入っておりますが、県の農業士会の次長の方からも違う観点の方から農業委員会の委員さんの取り扱いについての勉強会という形も行っております。来週にも分科会という形を予定をしております、その中で各農業委員会の事務局長さん、それから農業委員さんも集まった中で今後どう取り扱っていくかということについて、現在協議をしているところです。 以上が、今までの現状でございます。
議長（会長 服部 一） 山下委員	ご質問、希望退職の件につきまして総務課の方からご答弁申し上げます。 希望退職の件につきましては、現在、協定項目の中には項目として入っていないんですけれども、今後、当然必要があると思いますので、応じまして5町の幹事会で十分協議を進めた上で、その時点で提案するべきときに提案していきたいとそのように考えております。 どうですか、いいですか。 他に何かございませんか。 社会福祉協議会、これも重要な福祉の組織、しかも法人格を持っています。これも新市になれば1つにということのようなんですけれども、これは協議会の組織の中で小委員会で検討をし、同時並行で進め、最終的にどこで決定をする段階に、そういうふうになるのか。そうしたことになるのか。その辺ちょっと状況を確認してください。
議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大）	山下委員さんからの社協に関しての質問がありましたけれども、事務局。 お答えいたします。 社会福祉協議会につきましては、このようなこれまで市町村合併に係る合併協議会なんですけれども、社会福祉協議会におきましてもこういった合併協議会的な機関を設置いたしまして、協議をして合併をしていくということになります。 ただ、社会福祉協議会に対しまして、各5町の方からそれぞれ繰出金的、あるいは

議長（会長 服部 一） 山下委員	は補助金的な形で一般会計の方からも幾らかのお金が歳出されているということでございまして、その関係する部分につきましては、この協議会の協定項目の中に入っております。ということでございますので、社会福祉協議会に対しましても、この協議会の下部機関として幹事会の下に分科会を設置してございます。 以上でございます。 どうですか。
議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大） 山下委員	先進事例から等を見ても、協議会の事務局というのは町の職員でもあるし、またプロパーの職員でもあるし、それから合併の先進事例から見ても、そういう機関で協議したものが決定に近い形で集約されると思うんですけども、それでいいんですね。確認の意味で。これは相当な法人格で運営しているものですから、大分高度な判断もせんなんもんもあるし、事務的に判断して進められるものもあるし、何しろ介護保険もやっているし、そういう事業をやっていますから、その辺の体制をひとつ十分、これは私から要請しておきます。体制を十分考えた協議をしていただきたいと要望しておきます。 この要望に対してどうですか。
事務局（総務課長 栗山房大） 山下委員	お答えいたします。今後の協議していく形ですけれども、そういうことでよろしいですか。どういう形で最終的に協議をやっていくかということによろしいでしょうか。 ．．．．． 当然、社会福祉協議会はそれ自体の法人格がありますものですから、社会福祉協議会として協議をして、その中で決まっていくということになります。
山下委員	ただ、それぞれの町が関係している分についての協議につきましては、この協議会で十分協議をしていただいて、その部分については当然決定していく必要があるかと思います。ですから、ちょっと説明がまずくて申しわけないんですけども、基本的に合併をどういう形でやっていくというそういうことにつきましては、社会福祉協議会の中でそれぞれ5町の社会福祉協議会で合併を協議していただいて合併していただくということになります。 ただ、それぞれの町が補助金でありますとかそういう形で、いろいろな形で事業委託をやったりとか、そういう福祉協議会と町との関係というのがありますので、その部分について協議会ですべて、社会福祉協議会の方ですべて決めてしまうわけにはいかないと。その部分についてこの協議会で確認をいただくということになります。 以上でございます。
山下委員	．．会長が町長になっておるんですが、事務局で原案をつくるんですか。町長の、会長会議で決定するんですか。それとも協議会で最終的に承認をとるんですか。その辺だけちょっと、職員も相当、ある程度見通しを考えてサジェスチョンしてやっておいてやらんとどこでどうなっていくのかという面もありますから。身分の問題もあるので、改めてこれは相談しておきたいんです。十分検討してください。

事務局（総務課長 栗山房大）	この件に関しまして、この那賀5町合併協議会の調整課の方と、5町の社会福祉協議会の方で十分いろいろなお話を今まで進めてきております。その中で社会福祉協議会の職員による合併協議の事務局的なものをつくっていくと。その中で協議を進めていくということでございます。よろしくお願いいたします。
山下委員 丸井委員	この協議会で決めるの。事務局で決めるの。 社会福祉協議会は別にこの合併協議会でこしらえるんでしょう。同じようなこういう構成で理事さんの代表何人か出てもらって、それでこういう合併協議会をこしらえて、そこで議論してもらおうと。ただ、町から委託している業務がありますわね。社会福祉協議会に。それについてはこの委託業務についてはこの合併協議会でやりましょうとそういう解釈でいいんでしょう。だからそれをはっきり。
議長（会長 服部 一） 山下委員	わかりやすい説明でした。山下委員、よろしゅうございますか。 これは事業をやっていますし、身分の保障の問題もあるし、職員が抱えておりますからちょっとその辺だけはっきりひとつ確認の意味で要望いたしました。
議長（会長 服部 一） 松浦委員	他にございませんか。 貴志川町の松浦です。実は今言われましたように農業委員にしろ、あるいは福祉協議会、私もこれ一遍どこで聞いたらいいのかな、ここで言おうかなと思っていたんですが、この他、教育委員会なりそれから文化財保護委員等々ございますので、これは次回にその種の委員会なり何なりがどれほどあるかということ、私も聞きたかったんですが、そこはそこで勝手にやったらええんやでと、ここはどうするんやと。報告を受けるだけやと言うんやったらちょっと変な感じもいたしますので、一遍、次回、そこらの点を整理して、どういう委員会が合併をせないかんかという点について詳細報告を願いたいと思うんですが。
議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）	どうですか、事務局、今松浦委員さんの意見について。 ただいま松浦委員さんのご質問で、いろいろな行政機関の各委員さん、たくさんあると思うんですが、どういう委員さんがあってということなんですが、一応今後協議をしていく中で、協議項目の中に各種委員会、組織の委員会委員の取り扱いというそういう項目がございます。その提案をさせていただくときに、資料といたしまして関係するいろいろな各種団体の各町の状況等もその資料の中で提出させていただきますということでご了解いただきたいと思います。
議長（会長 服部 一）	松浦委員さん、よろしゅうございますか。 他にございませんか。もうありませんか。 ないようでございますので、これをもちまして第2回協議会を閉会させていただきます。
副会長（大森道夫）	閉会にあたりまして、大森副会長さんの方からごあいさつ申し上げます。 では、一言簡単にご挨拶申し上げます。 第2回那賀5町合併協議会、ご多忙の中どうもご苦労さまでございました。そして慎重にご審議賜りましてありがとうございました。

議長（会長 服部 一）	今後とも、合併協議の５カ条を尊重していただきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。 どうもありがとうございました。 これで本日の日程はすべて終了いたしました。委員の皆様方には慎重にご審議いただきましてありがとうございました。 次回もお忙しい中ですが、ひとつ全員のご出席をよろしくお願い申し上げます。 どうもありがとうございました。 （ 閉会 午後２時３７分 ）
-------------	---

那賀 5 町合併協議会会議運営規程第 8 条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀 5 町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員